

# 令和6年度建設工事等に係る業者登録等関係書類の提出要領 (工事、コンサル及び県内、県外業者共通)

鹿児島市

現在、鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者として名簿に登載されている方は、下記のとおり登録の中間年（令和6年度）における施工実績等の関係書類を提出する必要がありますので、必ず期限までに提出してください。

なお、今回、関係書類の提出がない場合は、最新の工事経歴等が確認できないため、令和6年度の業者選定等に支障をきたします。ご注意ください。

記

## 1. 提出方法

(1) 県内業者：郵送または契約課窓口に設置する専用箱へ（窓口での審査は行いません。）

申請書類受付の混雑を避けるため、商号（名称）の頭文字により提出日（郵送は到着日）を次のとおり指定します。受付期間の後半に申請書類が集中しますと審査に支障が生じますので、できるだけ指定された日に提出されますようご協力ください。

（※提出準備が完了している場合、指定日より前に提出していただくことは可能です。）

また、提出された書類に不備等がある場合は、「仮受付」となりますので本市が指定する期日までに不足書類等を送付してください。なお、その際は、電話又は FAX で連絡いたしますので、必ず受付票に担当者の連絡先を記入してください。

ア行	2月1・2日	カ行	2月5・6日	サ行	2月7・8日		
タ行	2月9・13日	ナ行	2月14日・15日	ハ行	2月16・19日	マ行	2月20・21日
ヤラワ行	2月22日						

※例：(株)山下町建設は頭文字は「ヤ」⇒2月22日（(株)を除いた頭文字）

(2) 県外業者：郵送または契約課窓口に設置する専用箱へ（できるだけ郵送での提出をお願いします。）

提出された書類に不備等がある場合は、「仮受付」となりますので本市が指定する期日までに不足書類等を送付してください。なお、その際は、電話又は FAX で連絡いたしますので、必ず受付票に担当者の連絡先を記入してください。

※県内・県外業者ともに、受付が完了した場合は業者コードをホームページに掲載しますので、ご確認ください。  
(提出日から2～3日後に反映予定)

## 2. 受付期間

令和6年2月1日(木)から同年2月29日(木)まで（当日消印有効）

※持参の場合は、契約課が設置する専用箱へ

## 3. 提出場所及び問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町1番1号（本館3階）

鹿児島市 契約課 工事契約係 【電話】099-216-1163（係直通） 【FAX】099-216-1164

※郵送の際は、封筒に「業者登録等関係書類在中」と明記すること。

## 4. 注意事項

- (1) 提出書類は申請日現在で作成してください。提出書類に不備がある場合は、受付できません。また、受付後の修正、追加等はできませんので、提出書類が揃っているか、記入もれなどないか、提出前に再度ご確認ください。
- (2) 証明書類は原則令和5年12月1日以降発行のものに限ります。
- (3) 本登録年のように、フラットファイルに綴じる必要はありません（ファイルの準備不要）。
- (4) この書類の提出に基づく登録内容は、令和6年7月に通知します。
- (5) 様式は本市ホームページからダウンロードして作成してください。窓口での配布は行いません。また、様式は、毎年見直しを行っておりますので、必ず最新のをダウンロードしてください。

- (6) 現在登録されている工種（業務）は、令和5年7月に郵送した「有資格決定通知書」によりご確認ください。希望工種（業務）の変更・追加は、今回の書類提出の際に受け付けます。ただし、希望工種（業務）の変更・追加が反映されるのは、令和6年7月からになります。

5. 提出部数 1部

6. 提出書類

(1) 一覧（○印は必ず、△印は該当する場合のみ、×は提出不要）

	提出書類		県内業者		県外業者	
				様式等		様式等
建設工事 (この順番に並べてください。フラットファイル綴りは不要です。)	1	受付票	○	本市様式(県内・県外、工事・コンサル共通)	○	本市様式(県内・県外、工事・コンサル共通)
	2	工事経歴書(直前1年分)	○	建設業法施行規則別記様式第二号	○	建設業法施行規則別記様式第二号
	3	建設業許可通知書等	○	(写し)	○	(写し)
	4	鹿児島市税「滞納がないことの証明書」(注1)	△	本市に納税義務がある場合のみ(写し可・滞納がないことの証明書)	△	本市に納税義務がある場合のみ(写し可・滞納がないことの証明書)
	5	業者登録票	○	本市様式3-1~3-3(県内業者用) ※登録票と契約書コピー等を一緒に留めないこと	△	<b>希望工種の変更・追加等がある場合のみ</b> 本市様式2-1~2-2(県外業者用)
	6	工事中機械器具一覧表	○	本市様式3	×	
	7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	(写し)	○	(写し)
	8	技術職員名簿	○	<b>建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙二及び本市様式5</b>	×	
	9	主観点数項目状況	○	本市様式6	×	
	10	建築一式工事の施工実績等に関する調書	△	本市様式8	×	
	11	アスファルト舗装工事施工体制調査票	△	本市様式9(市内業者で新たに「舗装工事」を希望し、表層工を自社施工する場合又は既に「舗装工事」に希望があり、新たに表層工を自社施工する場合)	×	

	提出書類		県内業者		県外業者	
				様式等		様式等
(この順番に並べてください。フラットファイル綴込は不要です。) <b>測量・建設コンサルタント業務等</b>	12	受付票	○	本市様式(県内県外・工事コンサル共通)	○	本市様式(県内県外・工事コンサル共通)
	13	測量等実績調書(直前1年分)	○	本市様式3	○	本市様式3に相当するものであれば、任意様式で可
	14	登録証明書	△	(写し)	△	(写し)
	15	営業用機械器具一覧表	○	本市様式5	×	
	16	鹿児島市税「滞納がないことの証明書」(注1)	△	本市に納税義務がある場合のみ(写し可・滞納がないことの証明書)	△	本市に納税義務がある場合のみ(写し可・滞納がないことの証明書)
	17	測量・建設コンサルタント業務等業者登録票	○	本市様式3-1~3-3(県内業者用)	△	<b>希望業種の変更・追加等がある場合のみ</b> 本市様式3-1~3-3(県外業者用)
	18	「既存建築物耐震診断受講者登録証」等	△	写し(建築関係建設コンサルタントの「RC造耐震診断」希望者のみ)	×	
	19	「建築仕上診断技術者登録証」	△	写し(「外壁調査」希望者のみ)	△	写し(「外壁調査」希望者のみ)
	20	土木コンサル用技術士等調書	△	本市様式あり 別表1~3(土木関係建設コンサルタント希望者のみ)	×	
	21	建築関係建設コンサルタント(設備)技術職員状況調べ	△	本市様式あり 別表4~5(建築関係建設コンサルタント(設備)希望者のみ)	×	

(注1) 新型コロナウイルスの影響による猶予措置を受けている場合は猶予措置を受けた証明書の提出を可とします。

(2) 提出書類の記入要領等

※共通事項：添付書類については、縮小、集約、両面コピーなどして書類が少なくなるよう努め、特に指定があるもの以外は各提出書類のすぐ後ろに並べること。

※注意事項：県内業者と県外業者では、5及び17の「業者登録票」の様式が異なりますのでご注意ください。

		提出書類	県内業者	県外業者
建設工事 (この順番に並べてください。フラットファイルは不要です。)	1	受付票	(1) 県内・県外、工事・コンサル共通様式 (2) 業者コード、会社名、担当者等を記入 ※業者コードは、案内はがき（令和6年1月中旬郵送）の宛名面または有資格決定通知書（令和5年7月1日付け郵送）に記載	
	2	工事経歴書 (直前1年分) 【建設業法施行規則別記様式第二号】	・5の「業者登録票」の3-2(5)に記入した工事の該当箇所に付せんがついているか確認すること	(付せん不要)
			・7の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの（基準日が同じものか確認すること）	
	3	建設業許可通知書等	(1) 申請時点で有効な建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し (2) ただし、申請日時点で許可更新中の場合は、許可申請書の写し（許可行政庁の受付印があるもの）又は許可行政庁が発行する証明書を提出すること（写し可）。	
	4	鹿児島市税「滞納がないことの証明書」(注1) <u>（本市に納税義務がある場合に限る。）</u>	(1) 本市に営業所等を有し、市税の納税義務がある場合に要提出 (2) 令和5年12月1日以降発行の証明書 (3) 鹿児島市発行の「市税」の滞納がないことの証明書	
	5	業者登録票 (県内業者用) 【本市様式3-1～3-3】 (県外業者用) 【本市様式2-1、2-2】	(1) <b>県内業者は必ず提出、県外業者は希望工種に変更・追加がある場合のみ</b> 提出すること（提出枚数は、県内業者は3枚、県外業者は2枚） (2) 様式の電子データ(Excelファイル)に詳細な記入要領を掲載しているので、必ず熟読のうえ記載すること。	
	6	工事中機械器具一覧表 【本市様式3】	・様式の注釈を参照のこと。	(不要)
7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法施行規則別記様式第二十五号の十五)	(1) <b>右下余白に「業者コード」を記入</b> すること。 ※業者コードは、案内はがき（令和6年1月中旬郵送）の宛名面または有資格決定通知書（令和5年7月1日付け郵送）に記載 (2) 審査基準日が本実績等提出日の1年7か月前の日以降のもの（令和6年2月に提出する場合は、基準日が令和4年7月31日以降のものが有効）。		

	提出書類	県内業者	県外業者
8	技術職員名簿 【建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙二】 及び 【本市様式5】	<p><b>【建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙二（以下、「技術職員名簿（経審用）」という。）】</b></p> <p>(1) 経営事項審査受審時に提出したものと同一名簿（写し）。</p> <p>(2) 受審後に技術職員が増えた場合は、名簿に<b>氏名、生年月日、年齢、業種コード、有資格区分コード</b>を加筆し、当該職員の健康保険被保険者証及び資格を証するものの写しを添付すること。また退職等した場合は、線を引き、見え消しすること。</p> <p>(3) 当該名簿にない資格で、「本市様式5」の名簿に記載した資格については、この名簿（技術職員名簿（経審用））の後ろに資格者証の写し等確認できるものを添付すること（技術職員名簿（経審用）の後にホチキス（ステープラ）留め）。</p> <p><b>【本市様式5】</b></p> <p>(4) 様式の注釈、記入例参照のこと。</p> <p>(5) <b>技術職員名簿（経審用）の技術者と同一順番で記入し</b>、経営事項審査受審後に雇用した者については、まとめて最後に記入すること。</p> <p>(6) 「技術職員名簿（経審用）」及び「5業者登録票（県内工事用）」(2)工種別技術者数と整合性を図ること。</p> <p>(7) 「技術職員名簿（経審用）」にない資格を記入する場合は、資格者証（写し）を「技術職員名簿（経審用）」の名簿の後ろに添付すること。</p>	(不要)
9	主観点数項目状況 【本市様式6】	<p>(1) 様式の電子データ（Excel ファイル）に<b>詳細な記入要領</b>を掲載しているので、必ず熟読のうえ記入すること。</p> <p>(2) <b>該当項目がない場合でも「該当なし」と記入して提出すること。</b></p> <p>(3) <b>市内業者は希望工種に関わらず、「項目6」は必ず記入して提出すること。</b></p> <p>(4) 証明等がない場合は加点対象とならないので注意すること。</p>	(不要)
10	建築一式工事の施工実績等に関する調書 【本市様式8】	<p>(1) 県内業者で、令和5年7月1日付けの有資格決定通知書に記載された建築一式工事の等級が「A級・B級」である場合のみ提出すること。</p> <p>(2) 詳細は様式の注釈を参照のこと。</p>	(不要)

	提出書類	県内業者	県外業者
	11 アスファルト舗装工事施工体制調査票 【本市様式9】	(1) 市内業者で舗装工事を希望し、表層工を自社施工する場合、又は既に「舗装工事」に希望があり、新たに表層工を自社施工する場合のみ提出すること。 (2) 詳細は様式の注釈を参照のこと。	(不要)
測量・建設コンサルタント業務等 (この順番に並べてください。フラットファイルは不要です。)	12 受付票	(1) 県内・県外、工事・コンサル共通様式 (2) 業者コード、会社名、担当者等を記入 ※業者コードは、案内はがき（令和6年1月中旬郵送）の宛名面または有資格決定通知書（令和5年7月1日付け郵送）に記載	
	13 測量等実績調書 (直前1年分) 【本市様式3】	(1) 様式の注釈を参照のこと。 (2) 業者登録票3-2(6)で記入した業務の該当箇所に付せんを貼りつけること。	(付せん不要)
	14 登録証明書	(1) 業者登録票3-1(1)に記入した事業（県外業者で登録業種に変更のない場合は、現在登録がある事業）の登録証明書を添付すること。 (2) 有効期限内（登録年月日から5年間有効）であることを確認すること。 (3) 「登録通知書」「更新申請中の証明」の写しでも可。	
	15 営業用機械器具一覧表 【本市様式5】	・通常の事務等で使用するパソコン、プリンター等は記載不要	(不要)
	16 鹿児島市税「滞納がないことの証明書」(注1) <u>（本市に納税義務がある場合に限る。）</u>	(1) 本市に営業所等を有し、市税の納税義務がある場合に要提出 (2) 令和5年12月1日以降発行の証明書 (3) 鹿児島市発行の「市税」の滞納がないことの証明書	
	17 測量・建設コンサルタント業務等業者登録票 (県内業者) 【本市様式3-1~3-3】 (県外業者) 【本市様式3-1~3-3】	(1) 様式の電子データ(Excelファイル)に詳細な記入要領を掲載しているので、必ず熟読のうえ記載すること。 (2) 様式は県内業者と県外業者で異なるので注意すること。 (3) 提出枚数は県内、県外業者ともに3枚あるので確認すること。 (縮小・集約・両面コピー不可)	
18 「既存建築物耐震診断受講者登録証」等	(1) 建築関係建設コンサルタントの「RC造耐震診断」希望者のみ【必須】 (2) 「鉄筋コンクリート造既存建築物耐震診断基準講習会受講修了証」および「学校施設の耐震補強マニュアル講習会受講修了証」でも可 (3) 右上余白に「業者コード」及び「業者名」を記入すること（複数ある場合は、左上をホチキス(ステープラ)留めし、業者コード等は1枚目のみ記入すること)	(不要)	

19	「建築仕上診断技術者登録証」	<p>(1) <b>「外壁調査」希望者のみ【必須】</b></p> <p>(2) <b>右上余白に「業者コード」及び「業者名」を記入</b>すること（複数名在籍の場合は、左上をホチキス（ステープラ）留めし、業者コード等は1枚目のみ記入すること。）。</p>	
20	土木コンサル用技術士等調書【別表1～3】	<p>(1) <b>「土木関係建設コンサルタント」希望者のみ【必須】</b></p> <p>(2) 様式の注釈及び記載例を参照のこと。</p> <p>(3) 添付書類は、この調書の後ろに記入した順番で並べ、左上をホチキス（ステープラ）等で留めて提出すること。</p> <p>(4) 別表3は該当者がいない場合も「該当無し」と記入し、提出すること。</p>	(不要)
21	建築関係建設コンサルタント（設備）技術職員状況調べ【別表4～5】	<p>(1) <b>「建築関係建設コンサルタント（設備）」希望者のみ【必須】</b></p> <p>(2) 様式の注釈を参照のこと。</p> <p>(3) 添付書類は、この調書の後ろに記入した順番で並べ、左上をホチキス（ステープラ）等で留めて提出すること。</p>	(不要)

(注1) 新型コロナウイルスの影響による猶予措置を受けている場合は猶予措置を受けた証明書の提出を可とします。